

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年8月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「技術長」の次に「監察監」を加え、「理事」の次に「統括監察員」を加える。

第3条第10項中「前9項」を「前11項」に改め、同条中第3項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、同条中第2項の次に次の2項を加える。

3 監察監は、上司の命を受け、服務監察及び業務監察に関する事務を統括する。

4 統括監察員は、上司の命を受け、服務監察及び業務監察に関する事務を総括し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第5条中第2項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 監察監に事故があるときは、統括監察員がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、主席監察員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。

(関係規程の一部改正)

2 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「技術長」の次に「監察監」を加え、「理事」の次に「統括監察員」を加える。

(上下水道局総務部職員課)